

1. 件名：島根原子力発電所 基準地震動の変更が不要であることを説明する文書に関する資料の受取
2. 日時：令和3年11月11日(木)9時30分頃
3. 場所：原子力規制庁10階地震・津波審査部門
4. 対応者
原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門
谷主任安全審査官、松末技術参与
中国電力株式会社 東京支社電源グループ担当者
5. 要旨
 - (1) 中国電力株式会社から、本年9月21日に提出された島根原子力発電所における基準地震動の変更が不要であることを説明する文書について、資料の提出があった。
 - (2) 原子力規制庁は、本日提出された資料の内容を確認するとともに、必要に応じて、記載内容に関する事実確認を行うために面談を行う。
6. 提出資料
 - ・ 島根原子力発電所2号炉の基準地震動に対する標準応答スペクトルの影響検討